

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月14日
【会社名】	福山通運株式会社
【英訳名】	FUKUYAMA TRANSPORTING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 小丸 成洋
【本店の所在の場所】	広島県福山市東深津町四丁目20番1号
【電話番号】	(084)924-2000
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 総務・人事担当 江藤 洋
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区越中島三丁目6番15号
【電話番号】	(03)3643-0292
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室長兼働き方改革推進担当 山本 浩史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 584,460,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	153,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成30年2月14日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	153,000株	584,460,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	153,000株	584,460,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
3,820	-	100株	平成30年3月7日(水)	-	平成30年3月7日(水)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
福山通運株式会社 総務部	広島県福山市東深津町四丁目20番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪法人営業部	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
584,460,000	-	584,460,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは、本自己株式処分による手取金の使途です。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額584,460,000円につきましては、平成30年3月7日以降、諸費用支払いなどの運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】**1【割当予定先の状況】****a 割当予定先の概要（平成30年2月14日現在）**

	割当予定先
名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 伊藤 尚志
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成30年2月14日現在）

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、貸出取引があります。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

< 株式付与E S O P信託の内容 >

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする株式付与E S O P信託契約（以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を締結し、本信託を設定します。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）」といたします。

<概要>

E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P 信託」といいます。）とは、当社および当社グループ従業員（以下「従業員」といいます。）を対象に、E S O P 信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付する制度（以下「本制度」といいます。）であります。

本制度において、従業員のうち要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、本信託契約は、信託管理人である公認会計士田村稔郎氏による内容の確認を得ています。

また、第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。

本信託は、本信託契約および株式交付規程に従い、一定の受益者要件を充足する従業員に対して、予め定める株式交付規程に基づき当社株式を交付いたします。また、信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人の指図に従い、受託者は当社株式の議決権を行使します。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して本信託の財産管理業務を実施します。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社が、本制度についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、信託の実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払いおよび信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」（以下「具体的信託事務」という。）について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社および信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施します。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P 信託口）」とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

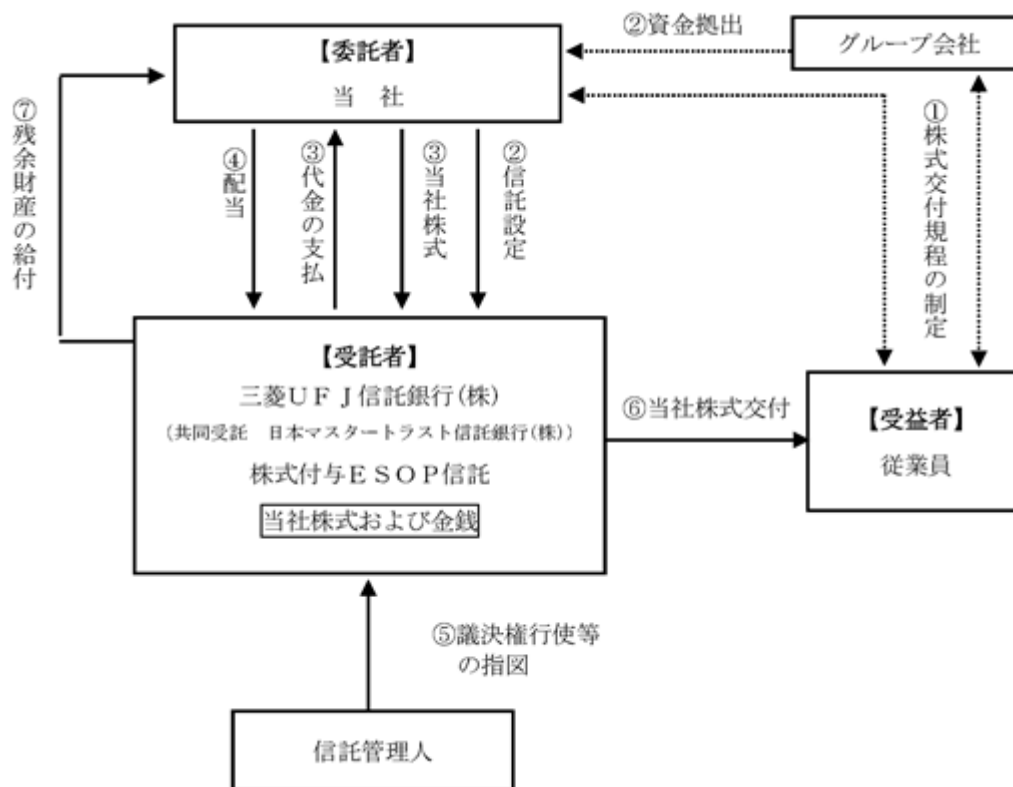
（参考）本制度の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社ならびに当社グループ従業員のうち、受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	平成30年3月2日
信託の期間	平成30年3月2日～平成35年8月31日（予定）
制度開始日	平成30年4月1日
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	584百万円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

<本信託から受益者に交付等を行う予定の株式の総数>

153,000株（下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。）

< 本信託の仕組み >



当社および当社グループ会社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。

当社は、グループ会社から拠出を受けた金銭を併せて信託し、受益者要件を充足する従業員を受益者とするE S O P信託を設定します。

E S O P信託は、信託管理人の指図に従い、で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）から取得します。

E S O P信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。

E S O P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

株式交付規程に従い、一定の要件を充足する従業員に対して、当社株式が交付されます。

E S O P信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 信託期間中、E S O P信託内の株式数が従業員へ付与した累積ポイントに対応した株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、E S O P信託に追加で金銭を信託することがあります。

c 割当予定先の選定理由

三菱UFJ信託銀行株式会社よりE S O P信託の提案を受け、同社のコンサルティングの品質並びに当社との信託銀行取引等の関係等を総合的に判断した結果、同社をE S O P信託の委託先に選定いたしました。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づき、共同受託者として各信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）」が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

153,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）は、上記信託契約に従って、従業員に対して予め定めた株式交付規程に基づき、退職時に当社株式の交付を行います。

なお、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月報告書を受領することで、内容の確認を行う予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から本信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、本信託契約により確認を行っています。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、各信託契約に従って定められた議決権行使の指図に従い具体的信託事務を担当いたします。その他の包括的管理業務については、信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行います。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家（委託者が顧問契約を締結している者を除きます。）であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職（以下「役員等」といいます。）、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者（当社）、受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）が協議のうえ、選任するものとします。なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士田村稔郎氏とします。

信託管理人は、信託の信託財産に属する本件株式に係る議決権行使を行うため、本信託契約に従って定められた議決権行使の指図を、書面にて受託者に提出するものとします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等について、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」に関する取り組みについて割当予定先の企業行動規範により確認いたしました。

また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことにつきましては、本信託契約において確約しております。

その結果、割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと判断し、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式の処分は、本制度の導入を目的として行います。

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、当該処分に係る取締役会決議の前営業日（平成30年2月13日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である3,820円としています。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、処分価額として合理的であると考えたためです。

また、当該株価は、株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間（平成30年1月15日から平成30年2月13日まで）の終値の平均値である4,138円（円未満切捨て）に92.32%（乖離率 7.68%）を乗じた額であり、同直前3か月間（平成29年11月14日から平成30年2月13日まで）の終値の平均値である4,083円（円未満切捨て）に93.56%（乖離率 6.44%）を乗じた額であり、同直前6か月間（平成29年8月14日から平成30年2月13日まで）の終値（株式併合調整後）の平均値である3,801円（円未満切捨て）に100.50%（乖離率0.50%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、出席した監査役全員が処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

当社は、平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする割合で株式併合を行っております。

なお、上記終値の平均値算出において、平成29年9月26日以前の当社普通株式の終値については、5倍により株式併合調整を行った値を用いた結果を記載しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は平成29年10月1日現在の発行済株式総数55,770,363株に対し0.27%（小数点第3位を四捨五入、平成29年9月30日現在の総議決権個数508,356個に対する割合0.30%）となります。

当社としては、本制度が従業員の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気を高めるものであり、また、当社の企業価値向上に繋がるものと考えています。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い従業員に交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えています。

以上により、本自己株式処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しています。

当社は、平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする割合で株式併合を行っておりますが、平成29年9月30日に当該株式併合を実施したと仮定して発行済株式総数ならびに総議決権個数を記載しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (百株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	97,694	19.22%	97,694	19.16%
公益財団法人渋谷育英会	広島県福山市東深津町4丁目20番1号	54,800	10.78%	54,800	10.75%
近鉄グループホールディングス株式会社	大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	38,796	7.63%	38,796	7.61%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	31,908	6.28%	33,438	6.56%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	20,200	3.97%	20,200	3.96%
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町1丁目3番8号	17,627	3.47%	17,627	3.46%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	13,440	2.64%	13,440	2.64%
福山通運共済会	広島県福山市東深津町4丁目20番1号	10,236	2.01%	10,236	2.01%
福山通運従業員持株会	広島県福山市東深津町4丁目20番1号	9,644	1.90%	9,644	1.89%
五洋建設株式会社	東京都文京区後楽2丁目2番8号	9,156	1.80%	9,156	1.80%
計	-	303,501	59.70%	305,031	59.82%

(注) 1 平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合および割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位以下を四捨五入して表示しております。

3 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、平成29年9月30日に当該株式併合を実施したと仮定し、所有株式数及び割当後の所有株式数を算出しております。なお、株式数は百株未満を切り捨てて表示しております。

4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年9月30日現在の総議決権数(508,356個)に、本自己株式処分により増加する議決権数(1,530個)を加えた数(509,886個)で除して算出した数値であります。

5 上記のほか当社保有自己株式は、4,814,907株(平成29年9月30日現在)ですが、本処分後は4,661,907株となります。

6 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 97,694百株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 31,908百株(割当後 33,438百株)

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第69期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

- a．事業年度 第70期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月10日関東財務局長に提出
- b．事業年度 第70期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月10日関東財務局長に提出
- c．事業年度 第70期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成30年2月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書および四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年2月14日）までの間において生じた変更その他の事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年2月14日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

福山通運株式会社 本社
（広島県福山市東深津町四丁目20番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。